

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（定期乗車券の払いもどし等の取扱い変更に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(改氏名の場合の定期乗車券の書替)</p> <p>第 164 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。</p>	<p>(前略)</p> <p>(改氏名の場合の定期乗車券の書替)</p> <p>第 164 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。</p>
<p>(中略)</p> <p>(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)</p> <p>第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）及び自由席特別車両券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）について準用する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)</p> <p>第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）及び自由席特別車両券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）について準用する。</p>
<p><u>2</u> 第 57 条の 2 の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について前項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券 1 枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p><u>3</u> 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した特別急行券（指定席特急券及び立</p>	<p><u>2</u> 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p><u>2</u> 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。</p> <p><u>3</u> 第 57 条の 2 の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券 1 枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p><u>4</u> 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した特別急行券（指定席特急券及び立</p>

現行	改正
<p>席特急券を除く。)について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条同項の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、同条同項に規定する特定の特別急行料金（以下「乗継用の特別急行料金」という。）により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする特別急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と原特別急行券1枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p>4 第 63 条第 2 項の規定によって発売した普通急行券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第 1 項又は次条第 1 項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第 277 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。</p> <p>2 <u>前項</u>の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算する。</p> <p>3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>席特急券を除く。)について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条同項の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、同条同項に規定する特定の特別急行料金（以下「乗継用の特別急行料金」という。）により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする特別急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と原特別急行券1枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p>5 第 63 条第 2 項の規定によって発売した普通急行券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第 1 項又は次条第 1 項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第 277 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。</p> <p>2 <u>定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第 272 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第 1 項</u>の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算する。</p> <p>4 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。</p> <p>(以下略)</p>

この通達は、平成31年10月1日から施行する。ただし、本通達の施行日より前に発売した定期乗車券についても適用する。